

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

事務事業名	訪問指導事業				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)	
部等名	保健福祉部	課等名	保健課		包含する細々目	1	4	1	3	11	6	471	
政策	3 健やかに安心して暮らせるまちづくり												
施策	31 心と体の健康づくり												
実施区分	継続	会計	一般会計	環境調整会議		不要							
		事業期間	年度～	年度	関連計画条例等	健康いいた21							

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値				
	40歳以上の市民	40歳以上の人口	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度	23年度以前に終了は終了年度とする		
			63400				
			現状又は19年度見込	23年度又は終了年度			
目的の記述	意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)				
	訪問対象者または家族が、健康の保持、増進または回復の方法について自ら理解し、健康課題の解決のために生活習慣の改善等の行動ができるようになる。	メタボリック改善事業実施者の改善率 健診時より体重、腹囲が5%以上減少したひとの割合 %	18目標	25	最終目標		
			18実績	9.3	腹囲18.5	19目標	↑
			23目標		23実績		最終目標達成年度
			18目標		最終目標		
			18実績		19目標		↑
		23目標		23実績		最終目標達成年度	

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	40歳以上の市民に対して、健康増進や疾病予防等の目的で、保健師・栄養士・歯科衛生士等が家庭を訪問して、家庭環境や個人の状況にあった生活習慣の改善や、医療・福祉などの相談と保健指導を行う。	・健康の保持増進や疾病予防のために必要な方や市民からの要望により家庭に訪問し必要な指導をおこなう。 ・基本健康診査等の結果で必要となった方へ訪問指導 ・竜丘地区で国保ヘルスアップ事業を実施し、個別支援プログラムにより訪問指導をおこなう。	全訪問延べ人数 人 健診後のフォローのため訪問した延べ人数 人 国保ヘルスアップ事業該当者	2037人 1152人 57人
	18年度の実績	・健康の保持増進や疾病予防のために必要な方や市民からの要望により家庭に訪問し必要な指導をおこなう。 ・基本健康診査結果でメタボリック該当者となった方へ訪問指導する。 ・竜丘地区に加え、橋北・橋南・羽場・丸山・東野地区で国保ヘルスアップ事業を実施し、個別支援プログラムにより訪問指導をおこなう。	訪問延べ人数 人 メタボリック改善事業対象者 人 国保ヘルスアップ事業実施者 人	・2000人 ・150人 ・85人
	19年度計画			

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金	814	71
	県支出金	814	88
	起債		
	その他		
一般財源	1,953	312	
事業費計(A)	3,581	471	
人件費	正規職員所要時間	18年度 2,500	19年度 2,500
	臨時職員等所要時間	770	800
	人件費計(B)	9,768	9,800
	トータルコストA+B	13,349	10,271

特定財源内訳や補足事項
国保予算で国保ヘルスアップ事業を実施(18年度予算額 3318千円)、国保の対象者に対し訪問指導等を行っている

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値			
	市民が心身ともに健康に保つ	一人当たりの国保医療費 円	現状値	358347	19実績	
			20実績		21実績	
			22実績		23目標	
		65歳未満の生活習慣病による死亡率	現状値	110.5(H16)	19実績	
			20実績		21実績	
		22実績		23目標	100	

この事業を開始したきっかけ 保健活動のひとつとして、保健師制度の発足以来、母子から高齢者に至るすべての市民を対象に家庭訪問がおこなわれている。法的には、母子訪問については母子保健法で、また40歳以上の市民を対象にした訪問指導は老人保健法(昭和58年施行)で定められている。	事業を取り巻く状況の変化 保健活動の多様化や介護保険制度が施行されて、高齢者に対する訪問指導件数は減少している。	事業に対する市民や議会の意見 議会から生活習慣病予防の取り組みとくにメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の考えを取り入れた取り組みが必要であるといわれている。
---	---	---

【See】18年度の振り返り

目的 妥当性 評価	この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？ (評価) 結びつく (その理由) 訪問指導により対象者やその家族が、健康の回復や保持増進のために行動変容すれば、目的の達成につながる。	成果をさらに向上させる余地はありますか？ (評価) 余地がある (その理由) 指導の対象者を的確に把握し効果的な指導を実施することで、事業の成果がさらに向上する。
	対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？ (評価) 必要性がある (その理由) 生活習慣病の予防の観点から、対象を拡大し40歳以下の市民に対しても、必要に応じて訪問指導をおこなう。	廃止・休止した場合の影響はありますか？ (評価) 影響あり (その理由) 一般市民に対して訪問指導する類似事業は他にはない。事業を廃止することで、市民に一番身近な場所での保健指導が不可能となり市民への負担が増加する。
	意図の見直しの必要性はありますか？ (評価) 必要性がない (その理由)	他に類似事業はありますか。また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む) (評価) 類似事業なし (類似事業名、理由)
	市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか) (評価) 必要ある (その理由) 老人保健法により、市町村が実施する保健事業のひとつとして、訪問指導が定められている。	効果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？ (評価) 不可能 (その理由) 事業費のほとんどが人件費であり、事業費の削減は訪問事業の縮小につながる。
	受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？ (評価) 妥当でない (受益者とその理由) 市が実施する訪問指導について、対象者から費用を徴収することは事業の性質上そぐわない。	

【Plan】改革改善

今後の事業の方向性 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input checked="" type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input type="checkbox"/> 現状維持 実施年度 具体化	何を、いつまでにどうするのかの改革改善案 生活習慣病予防の観点から、基本健康診査結果で訪問指導の必要な対象者を優先順位を付けて選出し訪問指導する。
上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法	メタボリックシンドロームの考えを取り入れ、国保ヘルスアップ事業をモデル地区で実施する。課題は事業が個別支援を中心とした内容で、対象一人あたりに要する時間がかなり大きい。事業雇い上げスタッフも活用して実施していく。

【補足事項環境側面】

(1) 環境影響評価の必要性判断	(2) 必要性な場合の実施事由
(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？	

【指摘事項】

施策マネジメント会議	
施策評価会議	
第5次基本構想基本計画推進委員会	